国民年金事務の手引き

日　本　年　金　機　構

国民年金部・年金給付部・事業推進統括部

平成２８年４月

目　次

市町村が取り扱う事務について　3
　1　市町村との協力・連携　3
　2　市町村への「被保険者情報」の提供　5
　3　市町村への「所得情報（税情報）」の提供依頼　6

市町村における備付帳簿　7
　1　受付処理簿　7
　2　受付処理簿の様式　7
　3　受付処理簿の記入事項　8
　4　受付処理簿の作成区分　8
　5　受付処理簿の整理・保存期間　8
　6　届出窓口の一元化　8

届書・報告　9
　1　届書様式の一元化　9
　2　報告　9
　3　届書の電子媒体申請　10

国民年金市町村事務処理基準　11

日本年金機構の位置づけ　41

国民年金のあらまし　42
第１章　国民年金制度の概要　42
　第１節　制度の主な沿革　42
　第２節　目的　45
　第３節　給付　45
　第４節　制度の基本構成　46
第２章　保険者　49
第３章　被保険者　52
　第１節　強制加入の被保険者　52
　第２節　任意加入の被保険者　53
　第３節　被保険者資格の取得時期・喪失時期　55
　第４節　被保険者の届出（適用関係）　59
　第５節　被保険者の管理　62
第４章　国民年金の財政のしくみ　64
　第１節　財政方式　64
　第２節　財源方式　64

第５章　基礎年金の財源　６６
第１節　保険料　６７
第２節　基礎年金拠出金　７１
第３節　国庫負担　７２
第６章　保険料の免除制度　７３
第１節　免除制度の役割　７４
第２節　法定免除制度　７４
第３節　申請免除制度　７５
第４節　学生納付特例制度　８１
第５節　若年者納付猶予制度　８２
第６節　申請免除等の承認期間　８４
第７節　追納　８４
第８節　後納　８６
第７章　給付の種類と通則　８７
第１節　給付の種類　８７
第２節　給付の通則（共通事項）　８８
第３節　年金額の改定等　１０１
第８章　老齢基礎年金　１１１
第１節　受給資格要件　１１１
第２節　老齢基礎年金の年金額等　１２５
第３節　支給開始年齢（原則）　１３５
第４節　老齢基礎年金の支給開始年齢の繰上げ・繰下げ（特例）　１３５
第９章　障害基礎年金　１４６
第１節　受給資格要件　１４６
第２節　障害の程度（障害等級）　１５１
第３節　障害基礎年金の年金額　１５３
第４節　支給期間（支給開始・失権・支給停止）・年金額の改定　１５４
第10章　遺族基礎年金　１５７
第１節　受給資格要件　１５７
第２節　遺族の範囲　１５９
第３節　遺族基礎年金の年金額　１６１
第４節　支給期間（支給開始・失権・支給停止）・年金額の改定　１６２
第11章　第１号被保険者に対する独自給付　１６５
第１節　付加年金　１６５
第２節　寡婦年金　１６６
第３節　死亡一時金　１６８
第４節　脱退一時金　１７０

市町村が取り扱う事務について

国民年金制度は、日本国憲法第２５条第２項に規定する理念に基づき、老齢、障害又は死亡によって生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とした制度です。（国民年金法第１条）

国民年金事業の運営については、政府が管掌することになりますが（同法第３条第１項）、政府が管掌する国民年金事業に関しては、国民年金法の規定に基づく業務等を日本年金機構が行うことにより、国民年金制度に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与する（日本年金機構法第１条）とされています。

なお、国民年金事業の一部は、政令の定めるところにより、市町村長が行うこととすることができることになっています。（国民年金法第３条第３項）

国民年金被保険者については、属性に応じて第１号被保険者から第３号被保険者に分類されることになり、その中で、第１号被保険者は自営業者、無職及び学生等が対象となり、その適用、保険料徴収及び年金給付を行うにあたり市町村が保有する住民基本台帳等の情報が不可欠になります。

なお、地方分権一括法に基づき、市町村が処理することとなる事務は機関委任事務から地方自治法第２条第９項第１号に規定する法定受託事務となり、より一層市町村との関係を密接にする必要があります。（国民年金法第６条）

また、市町村が処理する具体的な事務については、国民年金法施行令第１条の２に規定され、具体的な取扱いについては、「国民年金市町村事務処理基準」に示されています。

１　市町村との協力・連携

国民年金制度の事業運営にとって、市町村が保有する情報は、欠かすことのできないものであり、日本年金機構においても市町村と協力・連携を図り、効率的で効果的な事務処理を進めていく必要があります。

具体的には、住民の年金権の確保および福祉の観点から、市町村との協力・連携のもとに事業の推進を図ることになっています。

（具体的な例）

（１）資格取得時等における納付案内、口座振替、クレジットカード納付及び前納の勧奨及び促進

（２）国民健康保険等他の公金と併せた口座振替、クレジットカード納付及び前納の勧奨及び促進

（３）保険料納付督励及び制度周知に関する広報記事の広報誌への掲載

（４）市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談

（５）日本年金機構との合意により行われる各種情報提供

なお、市町村が効率的に法定受託事務を行えるよう、「ねんきんネット」サービスによる「被保険者情報」を、日本年金機構本部から提供しております。

また、国民年金事業を円滑かつ効率的に実施するためには、年金事務所と市町村との連携が重要であることから、年金事務所において、市町村からの電話照会に対応するため、市町村専用の電話番号を設けております。

国民年金における主な法定受託事務は、次のとおりです。

（1）被保険者（第３号被保険者を除く）からの資格の取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等に関する届書（機構からの勧奨状等を含む）を受理し、その届出に係る事実を審査するとともに、これを当該市町村と同一の都道府県の区域内に住所を有する日本年金機構の事務センター又は日本年金機構が定める年金事務所（以下「年金事務所等」という。）に報告すること。

（2）被保険者からの任意加入（任意加入の特例を含む）および資格喪失の申出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、これを年金事務所等に報告すること。

（3）被保険者からの任意脱退の承認申請を受理し、これを年金事務所等に報告すること。

（4）被保険者（第１号被保険者、任意加入被保険者（高齢任意加入を含む）のみ）からの年金手帳の再交付申請を受理し、これを年金事務所等に報告すること。

（5）被保険者から保険料全額免除、半額免除、４分の３免除、４分の１免除、学生納付特例、若年者納付猶予の申請を受理し、申請に係る事実を審査するとともに、これを年金事務所等に報告すること。

（6）付加保険料納付の申出もしくは辞退の申出または該当もしくは非該当の届出を受理し、申出等に係る事実を審査するとともに、これを年金事務所等に報告すること。

（7）受給権者からの次の裁定の請求その他給付に係る申請等を受理し、申請等に係る事実を審査するとともに、これを年金事務所等に報告すること。

① 第１号被保険者期間（任意加入期間（高齢任意加入を含む）を含む）のみの老齢基礎年金

② 旧陸軍共済組合期間等のある老齢年金

③ 第１号被保険者期間、６０歳以上６５歳未満、２０歳前等に初診日のある障害基礎年金および障害基礎年金額改定請求

④ 特別障害給付金

⑤ 第１号被保険者の死亡による遺族基礎年金

⑥ 寡婦年金

⑦ 死亡一時金
⑧ 特別一時金
⑨ 第１号被保険者期間、第３号被保険者期間、６０歳以上６５歳未満２０歳前等に初診日のある障害基礎年金に係る未支給年金
⑩ 遺族基礎年金のみの受給に係る未支給年金
⑪ 寡婦年金に係る未支給年金
⑫ 併給調整による支給停止、妻の不明・子の不明による遺族基礎年金の支給停止の解除申請
⑬ 老齢福祉年金、障害福祉年金、母子（準母子）福祉年金
⑭ 旧法障害年金額改定請求

（８）被保険者（第３号被保険者を除く）、受給権者（上記⑨⑩⑪に限る）の死亡に関する届出を受理し、その届出に係る事実を審査すること

（９）印鑑の変更、同一管内での住所の変更、支払郵便局の変更に係る老齢福祉年金証書の記載事項を訂正すること（令１の２）

２　市町村への「被保険者情報」の提供

市町村における法定受託事務を円滑に行うため、次のとおり情報提供を行っています。

１　情報提供の方法と時間

ねんきんネットに収録された被保険者記録に、市町村の照会用パソコンを使って、平日の午前８時３０分から午後８時までの間、照会することができます（土日祝日並びに１２月２９日から１月３日までの期間は照会できません）。

２　情報提供の内容

（１）国民年金被保険者原簿情報

① 提供範囲

全国の被保険者情報を確認することができます。

② 抽出対象者

２年以内に３号・無資格以外の納付状況（納付済・未納・免除等）を保有している被保険者。不在者、死亡者、老齢年金受給者等は対象外です。

③ 情報ファイルの更新

日次で更新することとし、記録は２営業日前の情報を照会することができます。

（２）第２号被保険者喪失情報

① 提供範囲

全国の被保険者情報を確認することができます。

② 抽出対象者

平成２８年４月１日改正

改正後全文
国民年金市町村事務処理基準

第１章　総則

（通則）

第１条　市町村（特別区を含む。以下同じ。）における国民年金に関する事務の取扱いについては、国民年金法（昭和３４年法律第１４１号。以下「法」という。）、国民年金法施行令（昭和３４年政令第１８４号。以下「令」という。）及び国民年金法施行規則（昭和３５年厚生省令第１２号。以下「規則」という。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成８年政令第１８号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成６年厚生省令第６３号）の定めるところによるほか、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第３項に基づくこの処理基準の定めるところにより行う。

（文書の取扱い）

第２条　被保険者（第２号被保険者及び第３号被保険者を除く。以下同じ。）その他の関係者から提出された届書、申請書、申出書又は請求書（以下「届書等」という。）の記載事項又は添付書類に不備がある場合は、被保険者その他の関係者に適宜その不備の補正を求め、補正されたものを受理する。

２　届書等の記載事項の不備について、戸籍簿又は住民基本台帳に基づき容易に補正できるものであるときは、第３５条の申立書に係る不備を除き、市町村において補正するとともに補正した旨を届書等に記載して受理することができる。

３　届書等の受理後に記載事項又は添付書類に不備があることを確認したときは、次の処理をする。

（１）次条第１項の受付処理簿に返付年月日を記入し、届書等を提出者に返付するとともに、提出者に相当の期間を定めて補正を求める。

（２）前号の規定により返付した届書等が相当の期間内に補正され再提出されたときは、届書等に受付印を押し、再受付年月日を記入するとともに、次条第１項の受付処理簿に再受付年月日を記入する。

（３）第１号の規定により返付した届書等が相当の期間を経過した後に補正され再提出されたときは、先に押した受付印、先に記入した受付番号及び受付年月日を抹消した後に、第５条第１項の規定の例により処理する。

第２章　帳簿等

（備付帳簿等）

第３条　市町村において備える帳簿は、国民年金関係書類受付処理簿（以下「受付処理簿」という。）とする。

２　受付処理簿は、完結の日から３年間保存する。

（受付処理簿）

第４条　受付処理簿は、届書等の受付順に次に掲げる事項を記入する。

（１）受付年月日

（2）受付番号
（3）届書等の名称
（4）氏名（住民基本台帳に通称が記載されており、本人から通称による記載の申出があった場合には通称を含む。）
（5）処理経過
（6）報告年月日
（7）その他必要な事項

第3章　被保険者に関する事項

（届書等の受理）

第5条　被保険者の資格に関する届書等が提出されたときは、次により処理する。
（1）届書等に受付印を押し、受付番号及び受付年月日を記入する。
（2）受付処理簿に受付番号、届書等の名称、被保険者の氏名及び受付年月日を記入する。
（3）届書等に添えて年金手帳（以下「手帳」という。）又は基礎年金番号通知書（以下「番号通知書」という。）が提出されたときは、受付処理簿にその旨を記入し、返付する。この場合において、氏名に変更があるときは、当該手帳の所定欄に最後に変更された氏名を記入する。
（4）番号通知書のみが提出されているときは、届書等の余白に「要手帳交付」と記入する。
（5）届書等の記載及びその添付書類に不備がないかどうかを確認する。
（6）届書等の記載に補正できない程度の不備があるとき、又はその添付書類に著しい不備があるときは、受付処理簿に返付年月日を記入し、当該届書等を提出者に返付する。
（7）前号の規定により返付した届書等が補正され再提出されたときは、受付処理簿に再受付年月日を記入する。

2　前項の場合において、被保険者の資格の喪失の届書（以下「資格喪失届」という。）、任意加入被保険者の資格の喪失の申出書（以下「資格喪失申出書」という。）、被保険者の種別の変更の届書（以下「種別変更届」という。）、付加保険料納付申出書（以下「付加納付申出書」という。）又は付加保険料納付辞退申出書（以下「付加納付辞退申出書」という。）に添えて手帳又は番号通知書（以下「手帳等」という。）が提出されないときは、その旨及びその理由を当該届書等に付記させる。

3　当該市町村と同一の都道府県の区域内に住所を有する日本年金機構の事務センター又は日本年金機構が定める年金事務所（以下「年金事務所等」という。）から国民年金処理結果一覧表（以下「処理結果一覧表」という。）が送付されたときは、受付処理簿に受付年月日を記入する。

（被保険者の資格取得等の届出）

第6条　前に被保険者又は第3号被保険者でなかった者（外国人のうち短期滞在者等で在留資格を有する者（以下「短期滞在者等」という。）を除く。）から第1号被保険者となったことに係る被保険者の資格の取得の届出（以下「資格取得届」という。）又は種別変更届が提出されたときは、次の処理をする。
（1）資格取得届又は種別変更届に記載された被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所を戸籍簿又は住民基本台帳により確認し、種別変更年月日は国民年金被保険者情報提供システムにより提供される情報（以下「被保険者情報」という。）等

により確認する。また、種別変更届に基礎年金番号が記載されている場合は、種別変更届に添付された手帳等により確認する。

（2）被保険者の資格があると認めたときは、受付処理簿に受理の年月日を記入する。

（3）被保険者の資格がないと認めたときは、次の処理をする。

ア　受付処理簿に却下通知年月日を記入する。

イ　被保険者の資格のない旨及びその理由を届出者に通知する。この場合において、手帳等が提出されているときは、併せてこれを返付し、受付処理簿に返付年月日を記入する。

（4）第2号の処理をした場合で、規則第9条の規定に基づき、資格取得届又は種別変更届の送付に代えて報告書又は光ディスクを送付するときは、国民年金被保険者関係報告書（様式第1号。以下「被保険者関係報告書」という。）又は必要な事項を記録した光ディスクを作成する。

（5）資格取得届若しくは種別変更届、被保険者関係報告書又は光ディスクを年金事務所等に送付する。

2　外国人（短期滞在者等を除く。）から届書が提出されたときは、前項各号による取扱いのほか、次の処理をする。

（1）被保険者の資格取得日は外国人住民となった日とする。

（2）資格取得届又は種別変更届に国籍が記載された場合、住民票により確認し、被保険者関係報告書又は光ディスクを作成するときは、被保険者関係報告書に国籍を記載し、又は光ディスクに国籍を記録する。

第6条の2　短期滞在者等で前に被保険者又は第3号被保険者でなかった者から第1号被保険者となったことに係る資格取得届又は種別変更届が提出されたときは、次の処理をする。

（1）資格取得届又は種別変更届に記載された被保険者の氏名、性別、生年月日、国籍をパスポートにより確認し、住所を一定の信頼が得られると判断できる書類により確認する。また、種別変更年月日は被保険者情報等により確認し、種別変更届に基礎年金番号が記載されている場合は、種別変更届に添付された手帳等により確認する。

（2）短期滞在者等から届出を受理した場合は、受付処理簿に受理年月日を記入する。

（3）前号の処理をした場合で、規則第9条の規定に基づき、資格取得届又は種別変更届の送付に代えて報告書を送付するときは、被保険者関係報告書を作成する。

（4）国籍及び短期滞在者等である旨を資格取得届若しくは種別変更届又は被保険者関係報告書の備考欄に記載し、客観的居住の事実がわかる添付書類を添えて年金事務所等に送付する。

第7条　前に被保険者又は第3号被保険者であったことのある者（短期滞在者等を除く。）から第1号被保険者となったことに係る資格取得届又は種別変更届が提出されたときは、次の処理をする。

（1）前に被保険者であった者から提出された資格取得届又は種別変更届の記載内容を第6条第1項第1号の規定の例により審査する。ただし、資格取得届又は種別変更届に記載された基礎年金番号、被保険者の氏名（旧氏名が記載されているときは旧氏名）、性別、生年月日及び住所を資格取得届又は種別変更届に添付された手帳等又は被保険者情報により確認したときは、この限りでない。この場合において、当該被保険者が被保険者の資格を喪失した後、又は第2号被保険者となったことにより被保険者の種別を変更した後に氏名又は住所を変更しているとき

第5節　被保険者の管理

1. 年金手帳(法13)

日本年金機構は、市町村長から第1号被保険者の資格取得の報告を受けたとき、または、事業主等から第3号被保険者の資格取得届を受理したときは、被保険者に対して基礎年金番号や氏名などを記載した年金手帳を交付します。なお、その被保険者がすでに年金手帳の交付を受け、所持している場合には交付しないこととなっています。また、この年金手帳を紛失や棄損した場合には、被保険者の申請により年金手帳を再交付することとなっています。

国民年金手帳の記載事項(則10)

基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、交付年月日及び資格取得年月日等

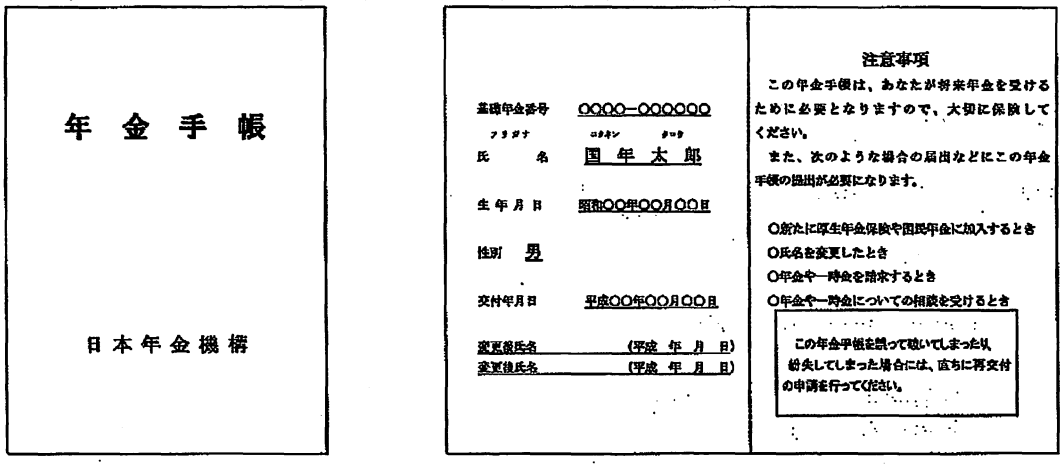

（表紙）　（1頁）　（2頁）

2. 基礎年金番号（公的年金制度すべてに共通する番号）(則1①)

(1) 基礎年金番号制度導入の背景と目的(一人の人が一生を通して使用する番号)

基礎年金番号は、平成9年1月から導入されました。それまでは公的年金制度ごとに異なった番号（7桁から12桁まで番号体系）が使用されていたため、複数の公的年金制度に加入した者には複数の番号が払い出されていました。

また、被保険者の加入期間などの記録も各制度ごとに管理されていたため、被保険者本人にとって年金請求手続きの際に各制度ごとの加入期間の確認を行う必要がありました。

そこで、各制度共通の基礎年金番号を導入し、その番号で被保険者資格記録等を一元的に管理することにより、手続きの煩雑さの解消や届出忘れ防止、年金の裁定請求に関する事前のお知らせなどを行うことが可能になりました。

(2) 基礎年金番号の構成

基礎年金番号は課所符号4桁と一連番号6桁の数字10桁で構成されています。この番号を生涯（被保険者→年金受給者→死亡（死亡届・未支給請求））使用することとなります。

	(課所符号)	(一連番号)
基礎年金番号	○○○○－○○○○○○	

	(基礎年金番号)	(年金コード)
基礎年金証書番号	○○○○－○○○○○○－○○○○	

3. 国民年金原簿(年金記録個人情報の管理簿)(法14)

厚生労働大臣は国民年金原簿を備え、この原簿に基礎年金番号、被保険者の氏名・性別・住所・種別、資格の取得日・喪失日、保険料の納付や免除の状況及び給付に関する事項を記録することとされています。(則15)

この原簿は、各種年金や一時金の受給資格要件の確認をする際に使用するなど非常に重要なもので、現在では日本年金機構において一元的にコンピュータ管理されています。

4. 被保険者期間(法11　法11の2)

被保険者期間は、保険料の納付や免除の基礎となる期間、各種給付の受給資格要件や年金額の計算の基礎となる期間などとしての意味をもっています。

また、この被保険者期間は、次のように計算されることと規定されています。

(1) 被保険者期間の計算(原則)(法11)

① 被保険者期間は、月を単位として計算します。(法11①)
② 資格取得日の属する月から資格喪失日の属する月の前月までが、被保険者期間に算入されます。(法11①)
③ 同一月内に資格取得日と資格喪失日がある場合は、1カ月として被保険者期間に算入します。さらに、その月内に資格取得日がある場合は、後者の部分を1カ月として算入します。(法11②)
④ 上記の期間が断続している場合は、すべて合算します。合算したものを、被保険者期間とします。(法11③)

(2) 同一月内に複数の種別がある場合(法11の2)

① 第1号、第2号、第3号被保険者としての被保険者期間の計算は、被保険者種別の変更があった月は、変更後の種別の被保険者であった月とみなします。(法11の2前段)
② 上記①の種別変更が同一月内に2回以上あった場合は、最後（月末時点）の種別の被保険者であった月とみなします。(法11の2後段)

この規定は、同一月内に複数の被保険者種別がある場合、第1号被保険者（国民年金制度）として基礎年金に必要な費用を負担するのか、第2号被保険者や第3号被保険者（厚生年金制度、共済組合制度）として基礎年金拠出金を負担するのかを区分するために設けられたものです。

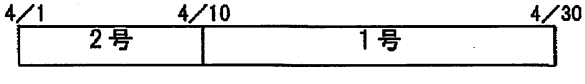

4月 ＝ 第1号被保険者期間
(国民年金保険料の納付対象期間)
※この場合、2号分保険料は還付されます。

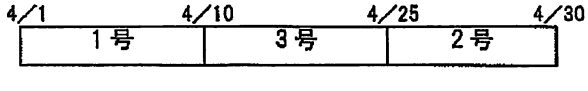

4月 ＝ 第2号被保険者期間
(基礎年金拠出金の拠出対象期間)

(3) 給付との関係

全額免除を受けた期間は「保険料免除期間」あるいは「保険料全額免除期間」として、各種基礎年金や一時金の受給資格期間に算入されます(法5④)。また、老齢基礎年金の年金額の計算においても、全額免除を受けた平成21年3月以前の期間は1カ月を1/3として、全額免除を受けた平成21年4月以後の期間は1カ月を1/2として計算されます。(法27)

用語の説明 「承認基準における所得」 (令6の7～同6の12)

申請免除の承認の基準を所得金額でみたとき、前年の所得金額(1月から6月分の保険料については、前々年の所得金額)が第1号被保険者の扶養親族等の有無とその数に応じて、次の計算式で計算した以下であるときに承認が受けられます。

全額免除・若年者納付猶予	前年の所得金額 ≦ 35万円×(扶養親族等の数＋1)＋22万円
3/4・半額・1/4免除 学生納付特例	前年の所得金額 ≦ 基本額 ＋(扶養親族等の数×※38万円) ※ 老人控除対象配偶者・老人扶養親族(70歳以上)48万円 特定扶養親族(19歳以上23歳未満)63万円 控除対象扶養親族(16歳以上19未満)63万円 基本額 3／4免除＝78万円　半額＝118万円　1／4免除＝158万円

全額免除・若年者納付猶予の所得金額とは、地方税法に規定される①～⑥までの合計額です。(ただし地方税法第313条第8項及び第9項の規定による控除前の合計額です。)(令6の11)

① 総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額
② 附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額
③ 附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額
④ 附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額
⑤ 附則第35条の4第4項に規定する先物取引にかかる雑所得等の金額
⑥ 租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額

全額免除・若年者納付猶予以外の所得金額とは、上記①～⑥までの合計額から、地方税法に規定される下記①～④の合計額を控除した額になります(令6の12)。

① 地方税法第313条第8項及び第9項に規定される控除額
② 雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、配偶者特別控除額
③ 障害者1人につき27万円(特別障害者は40万円、寡婦または寡夫27万円、特別寡婦は35万円、勤労学生27万円)
④ 地方税法附則第6条第4項に規定する免除を受けた肉用牛の売却による事業所得にかかる控除額

⚠ 所得情報において、過去にあった事務処理誤り事例

【前年の所得額Ⅰ】欄
○ 株式等に係る譲渡所得等を含まないところ、含めて所得額の計算をしていた。
(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用を受けるために、確定申告を行った場合も含む。)
○ 分離課税を選択した上場株式等の配当等の額を含まないところ、含めて所得額の計算をしていた。
○ 分離課税の長期譲渡所得並びに短期譲渡所得の金額について、特別控除前の所得で計算すべきところ、特別控除後の所得で計算していた。
○ 肉用牛の売却による事業所得を含むべきところ、含まずに所得額の計算をしていた。

【純損失及び雑損失Ⅲ】欄
○ 一定の要件を満たした居住用財産に係る通算後譲渡損失の繰越控除額を含めていなかった。
○ 先物取引に係る損失の繰越控除額を含めていなかった。

用語の説明 「地方税法の 障害者控除・寡婦控除」

① 障害者控除　ア 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
イ 身体障害者手帳の交付を受けている者
ウ 愛の手帳（知的障害者） の交付を受けている者
エ 戦傷病者手帳の交付を受けている者
オ 原子爆弾被爆者として認定を受けている者

② 寡婦控除　配偶者（夫）と死別・離別後に婚姻していない者や配偶者（夫）の生死が不明な者で次のいずれかに該当する者
ア 扶養親族のある者
イ 子と生計を同一にしている者（年間所得が 38 万円以下の子）
ウ アの扶養親族やイの子のない者で年間所得が 500 万円以下の者（離婚者は除く）

用語の説明 「天災その他の理由により保険料を納めることが著しく困難なとき（特例免除）」

（平成 14 年 3 月 11 日庁保発第 7 号、同日庁保険発第 16 号）

天災その他の理由により保険料を納めることが著しく困難なときとは、次のようなときです。

① 震災・風水害・火災その他これらに類する災害により、住宅・家財その他の財産につき被害額が、その価格の概ね 1/2 以上の損害を受けたとき
② 失業により保険料を納めることが困難と認められるとき
（被保険者本人が「雇用保険被保険者離職票」等の交付を受けているとき）
③ 厚生労働省の行う総合支援資金貸付制度による貸付金の交付を受けたとき

2. 3/4 免除制度（保険料の 1/4（4,070 円）を納付する制度）（法 90 の 2①）

（1） 承認基準

第 1 号被保険者本人及び保険料連帯納付義務者である世帯主・配偶者のいずれもが、次のいずれかに該当したときに、本人が申請して承認を受ければ、厚生労働大臣が指定した期間（申請前に保険料を納付した期間又は前納した期間は除く）について、保険料の 3/4 の納付義務が免除（残りの 1/4 を納付）される制度です。

（令 6 の 8、同 6 の 8 の 2、同 6 の 12、則 76 の 2）

① 前年の所得が次の計算式で計算して得た額以下であるとき

前年の所得 ≦ 78 万円 ＋（扶養親族等の数×※38 万円）

※ 老人控除対象配偶者・老人扶養親族（70 歳以上） 48 万円
特定扶養親族（19 歳以上 23 歳未満） 63 万円
控除対象扶養親族（16 歳以上 19 歳未満） 63 万円

② 本人またはその世帯の人が生活保護法による「生活扶助」以外の扶助を受けているとき
③ 地方税法に定める障害者または寡婦で前年の所得が 125 万円以下のとき
④ 天災その他の理由により保険料を納めることが著しく困難なとき

（2） 手続き

被保険者などが承認基準のいずれかに該当したときは、年金事務所長あての「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を市町村長に提出します。（則 77 の 3①②）

第2節　寡婦年金

1　受給資格要件（法49）（60改正附則29）

寡婦年金は、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）としての保険料納付済期間と保険料免除期間（学生納付特例期間及び若年者納付猶予期間を含む）だけで（合算対象期間は含まない）、老齢基礎年金の保険料納付要件（原則：25年（300月）以上）を満たしている夫が死亡したときに、次の妻の3つの要件（（2）①②③）すべてに該当している妻が受給することができます。

(1)　夫の要件（夫が死亡した当時）

① 保険料納付済期間と保険料免除期間（学生納付特例期間及び若年者納付猶予期間を含む）だけで原則25年（300月）を満たしていること

② 過去も含め、障害基礎年金の受給権者であったことがなく、また、老齢基礎年金の支給を受けていないこと

(2)　妻の要件（夫が死亡した当時）

① **生計維持要件**　死亡した夫により生計を維持されていたこと（生計同一の要件、所得の要件）

② **婚姻継続要件**　婚姻関係が10年以上継続していたこと

③ **年齢要件**　65歳未満であること（妻自身の老齢基礎年金受給前）

(3)　寡婦年金が受給できないとき

次のようなときは、この寡婦年金は受給できません。

① 死亡した夫が、障害基礎年金の受給権者であったことがあるか、老齢基礎年金の支給を受けていたとき（法49ただし書）

② 夫の死亡当時に妻が繰上げによる老齢基礎年金を受給しているとき、又は、寡婦年金受給中に繰上げによる老齢基礎年金を請求し、その受給権が発生したとき（法附則9の2⑤）

2　年金額（法50）

寡婦年金の年金額は、死亡した夫が65歳に達したとき受給できたであろう老齢基礎年金の年金額の4分の3に相当する額となります。

年金額の計算式

寡婦年金の年金額　＝　夫が65歳から受給できた老齢基礎年金の年金額　×　3／4

3　支給期間（法49③、同51）（法40①）

寡婦年金は、夫の死亡月の翌月（死亡日に妻が60歳未満のときは、妻が60歳に達した月の翌月（法49③））から、その妻が次に該当する月まで受給することができます。

(1) 65歳に達した月（法51）
(2) 死亡した月（法40①一）
(3) 婚姻・直系血族または直系姻族以外の養子となった月（法40①二・三）
(4) 繰上げによる老齢基礎年金の受給権が発生した月（法附則9の2⑤）

受給期間の事例 ： 妻が 58 歳のときに老齢基礎年金の保険料納付要件を満たしている夫が死亡した場合

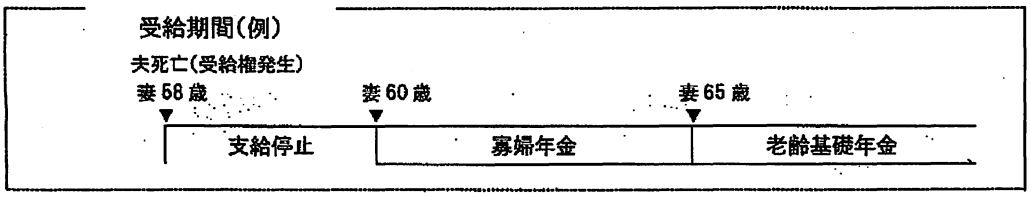

4 労働基準法により遺族補償が行われる場合の支給停止

同一の死亡事由により、労働基準法から遺族補償（労働基準法第 79 条「遺族補償」）が行われるときは、死亡日から 6 年間は支給停止されます。（法 52）

なお、同一の死亡事由により労働者災害補償保険法から遺族補償年金を受給できるときでも全額支給され、労働者災害補償保険法の遺族補償年金で支払調整が行われることとなっています。

第3節　死亡一時金（法52の2～同52の6）（60改正附則29）

死亡一時金は、第1号被保険者としての被保険者期間のある者が老齢基礎年金や障害基礎年金を受給することなく死亡したときに、遺族基礎年金の受給資格要件（死亡者本人の保険料納付要件や遺族の範囲）を満たさない一定条件の遺族が死亡一時金の支給を受けることができます。

1　受給資格要件（法52の2①②）（52の3）

死亡一時金は、死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数、保険料1／4免除期間の3／4に相当する月数、保険料半額免除期間の1／2に相当する月数及び保険料3／4免除期間の1／4に相当する月数を合わせた期間が　3年（36月）以上ある被保険者が老齢基礎年金及び過去を含め障害基礎年金の支給を受けることなく死亡したとき、死亡した者と生計を同一にしていた次の(2)の遺族のうちの一人が支給を受けることができます。ただし、この死亡を理由とする遺族基礎年金が受給できるときには、死亡一時金は支給されません。

(1) 死亡した被保険者の要件（法52の2①）

①第1号被保険者期間としての、次のア～エの期間の合計が、3年（36月）以上あること

ア　保険料納付済期間の月数　×　1

納付	納付	納付	納付

納付した割合＝太枠4箱＝4/4＝1

イ　保険料4分1免除期間（保険料の4分の3を納付した期間）の月数　×　3／4

納付	納付	納付	免除

納付した割合＝太枠3箱＝3/4＝（4月で3月）

ウ　保険料半額免除期間（保険料の半額を納付した期間）の月数　×　1／2

納付	納付	免除	免除

納付した割合＝太枠2箱＝2/4＝1/2＝（2月で1月）

エ　保険料4分3免除期間（保険料の4分の1を納付した期間）の月数　×　1／4

納付	免除	免除	免除

納付した割合＝太枠1箱＝1/4＝（4月で1月）

②　死亡当時、老齢基礎年金または障害基礎年金を受給していない

③　過去に障害基礎年金を受給していたことがない

(2) 遺族の要件（法52の3）

被保険者の死亡により遺族基礎年金や寡婦年金を受給できる遺族がいない場合に、死亡者と死亡当時に生計を同一にしていた次の遺族のうち一人に死亡一時金が支給されます。

①配偶者　②子　③父母　④孫　⑤祖父母　⑥兄弟姉妹　（数字は受給できる順位）

注：子に遺族基礎年金の受給権がある場合で、その子に生計を同一にしている父又は母がいるために、遺族基礎年金が支給停止になっている場合であっても、死亡一時金を受給できます（法52の2③）

2　支給額（法52の4）

死亡一時金の支給額は、第1号被保険者としての期間のうち保険料を納付した期間を1の(1)①(前頁）により算出し、その期間に応じて下表のような額となります。（法52の4①）

なお、付加保険料を納付した期間が3年（36月）以上ある場合は、一律8，500円が支給されることとなります。（法52の4②）

死亡一時金の支給額

保険料納付済月数	支給額	付加保険料分の支給額
36月以上180月未満	120,000円	8,500円
180月以上240月未満	145,000円	
240月以上300月未満	170,000円	
300月以上360月未満	220,000円	
360月以上420月未満	270,000円	
420月以上	320,000円	

3　寡婦年金との支給の調整（選択）（法52の6）

死亡一時金と寡婦年金の支給を同時に受けられる者は、いずれかを選択することとなります。

選択の事例

夫の死亡当時の世帯の状況 ＝ 夫婦二人世帯（子供は結婚し別世帯）

夫（64歳10月）　死亡　保険料納付済期間480月　老齢基礎年金・障害基礎年金＝未受給

妻（58歳0月）　死亡した夫の被扶養者（結婚35年目）

この妻は、「寡婦年金」と「死亡一時金」のいずれかを選択することとなります

寡婦年金の支給期間と支給総額

支給期間　60歳到達月の翌月から65歳到達月までの5年間　（注：60歳までの2年間は支給停止）

支給総額　2,925,375円（見込み額）夫の老齢基礎年金額の3/4の額の5年分　780,100円×3／4≒585,075円 × 5年）

死亡一時金の支給額

支給額　320，000円　（保険料納付済期間　480月）

注　このようなどちらかを選択しなければならない場合は、請求者が選択の判断をくだしやすいよう「寡婦年金」と「死亡一時金」の支給総額や支給時期・期間を請求者に提示することが必要です。